

許可番号 第04320023816号

産業廃棄物処分業許可証

優

良

住 所 熊本県八代市鏡町鏡村33番地6
 株式会社津田
 代表取締役 津田 昭彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

禁複写

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和5年(2023年)10月17日

許可の有効年月日 令和12年(2030年)10月4日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)
中間処理業	破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破碎物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	廃船の解体	廃油（廃船解体作業から排出されるものに限る。）、廃酸（廃船解体作業から排出されるものに限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破碎物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を除く。）以下余白
	圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破碎物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白
	選別・分級	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破碎物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を除く。）以下余白
	天日乾燥	汚泥（含水率85%以下のものに限る。）（「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を除く。）以下余白
	固形燃料化	汚泥（含水率40%以下で有機性のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破碎物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を除く。）以下余白

中間処理業	減容固化	燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及び陶磁器くずに限る。）、鉱さい、ばいじん（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破碎物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を除く。）以下余白
-------	------	--

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日 許可年月日 許可番号	処理能力
固形燃料化	熊本県宇城市松橋町東松崎643番1外	平成21年(2009年) 7月6日 — —	16.8t/日(16h)
減容固化	熊本県宇城市松橋町東松崎643番1外	平成21年(2009年) 7月6日 — —	20.16t/日(16h)
選別・分級 (トロンメル)	熊本県宇城市松橋町東松崎643番1外	令和5年(2023年) 7月12日 — —	32t/日(16h)
破碎 (中山式ハンマーシュレッダ)	熊本県八代市新港町二丁目4番4	平成18年(2006年) 10月31日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 97.8t/日(16h)
破碎 (せん断機)	熊本県八代市新港町二丁目4番4	平成19年(2007年) 6月7日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 164.3t/日(16h)
破碎 (ダイコー粉碎機:DAS-724)	熊本県八代市新港町二丁目4番4	第中(変)-015号	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 19.2t/日(16h)
圧縮・梱包 (PBコンパック ス:PB-1007)	熊本県八代市新港町二丁目4番4	平成18年(2006年) 10月31日 — —	61.1t/日(16h)
廃船の解体	熊本県八代市新港町二丁目4番4	平成18年(2006年) 10月31日 — —	16t/日(16h)
選別・分級 (篩機、磁力選別機)	熊本県八代市新港町二丁目4番4	平成31年(2019年) 2月27日 — —	燃え殻: 175.1t/日(16h) 汚泥: 168.9t/日(16h) 廃プラスチック類: 53.7t/日(16h) 紙くず: 46t/日(16h) 木くず: 84.4t/日(16h) 繊維くず: 18.4t/日(16h) 動植物性残さ: 153.6t/日(16h) ゴムくず: 79.8t/日(16h) 金属くず: 173.5t/日(16h) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず: 153.6t/日(16h) 鉱さい: 296.4t/日(16h) がれき類: 227.3t/日(16h) ばいじん: 193.5t/日(16h)

天日乾燥	熊本県八代市新港町二丁目4番4	平成25年(2013年) 8月26日 — —	固形燃料化の原料とする場合：29m ³ /日(24h) 堆肥の原料とする場合：13.3m ³ /日(24h) その他(セメントの原料とする場合等)：18m ³ /日(24h)
破碎 (万能一軸破碎機：SC-200N)	熊本県八代市新港町二丁目4番4	令和3年(2021年) 2月17日 令和3年(2021年) 1月20日 第中-295号	廃プラスチック類：32.1t/日(16h) 紙くず：20.8t/日(16h) 木くず：41.3t/日(16h) 繊維くず：21.7t/日(16h) 動植物性残さ：20.0t/日(16h) ゴムくず：25.3t/日(16h) 金属くず：90.1t/日(16h) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：80.1t/日(16h)
破碎 (一軸式万能破碎機：SC-75型)	熊本県宇城市松橋町東松崎643番1外	令和5年(2023年) 10月12日 令和5年(2023年) 10月5日 第中-310号	廃プラスチック類：21.4t/日(16h) 紙くず：13.8t/日(16h) 木くず：27.5t/日(16h) 繊維くず：13.4t/日(16h) 動植物性残さ：11.0t/日(16h) ゴムくず：16.8t/日(16h) 金属くず：60.1t/日(16h) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：53.2t/日(16h)
固形燃料化	熊本県八代市新港町二丁目4番4	令和3年(2021年) 2月17日 — —	63.68t/日(16h)
減容固化	熊本県八代市新港町二丁目4番4	令和3年(2021年) 2月17日 — —	76.96t/日(16h)

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。
- (3) 固形燃料化施設及び天日乾燥施設においては、汚泥の受入時に含水率の測定を行い、その記録を保管すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成6年(1994年)10月5日付けで新規許可
- (2) 平成10年(1998年)4月24日付けの変更届出により住所及び名称の変更
(旧住所：熊本県八代郡鏡町大字鏡村38番地、旧名称：有限会社津田商店)
- (3) 平成11年(1999年)10月5日付けで更新許可
- (4) 平成13年(2001年)3月19日付けで事業範囲の変更許可(下益城郡松橋町の施設の追加並びに取り扱う産業廃棄物の種類に「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「鉱さい」と「がれき類」の追加)
- (5) 平成14年(2002年)7月31日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者：津田 康哉)
- (6) 平成16年(2004年)11月4日付けで更新許可
- (7) 平成18年(2006年)5月9日付けで事業範囲の変更許可(宇城市松橋町の施設の追加及び廃止、施設の設置場所の変更並びに取り扱う産業廃棄物の種類に「ゴムくず」(処分方法：破碎)の追加)
- (8) 平成19年(2007年)1月18日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「廃船の解体」、「圧縮・梱包」及び「選別・分級」を追加、宇城市松橋町の施設の一部を廃止並びに八代市新港町に施設の追加)

- (9) 平成20年(2008年)3月31日付けの変更届出により施設の廃止(八代郡氷川町野津4114-1)
- (10) 平成21年(2009年)8月20日付けで事業範囲の変更許可(宇城市松橋町の施設の追加、処理方式に「固形燃料化」及び「減容固化」を追加)
- (11) 平成21年(2009年)11月17日付けで更新許可
- (12) 平成25年(2013年)10月1日付けで事業範囲の変更許可(八代市新港町の施設の追加、処理方式に「汚泥の天日乾燥」を追加及び「固形燃料化」で取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥(含水率40%以下のもので有機性のものに限る。)」を追加)
- (13) 平成25年(2013年)12月3日付けで 優良基準適合確認
- (14) 平成26年(2014年)4月7日付けの変更届出により破碎施設(SC-75型)を入替(旧施設型式:NKE-100型)
- (15) 平成28年(2016年)12月14日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (16) 平成29年(2017年)3月3日付けで事業範囲の変更許可(処理方式「選別・分級」で取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥(無機性汚泥に限る。)」を追加及び選別・分級施設の処理能力を変更(旧処理能力:33.6t/日(16h)))
- (17) 令和元年(2019年)5月31日付けで事業範囲の変更許可(処理方式「選別・分級」で取り扱う産業廃棄物の種類に「動植物性残さ」、「鉱さい」と「ばいじん」を加え、「汚泥」及び「燃え殻」について限定を解除)
- (18) 令和3年(2021年)3月2日付けの変更届出により破碎施設、固形燃料化施設及び減容固化施設の設置並びに破碎施設(一軸式万能破碎機 許可年月日:平成26年(2014年)3月17日 処理能力:27.5t/日(16h)、油圧式切断機 処理能力:75.4t/日(16h)、三方式粉碎機 処理能力:27.7t/日(16h)、ラサ式ハンマシュレッダ 処理能力:48t/日(16h))の廃止及び破碎で取り扱う産業廃棄物の種類のうち「鉱さい」の削除
- (19) 令和4年(2022年)1月21日付けで事業範囲の変更許可(処理方式「破碎」及び「固形燃料化」で取り扱う産業廃棄物の種類に「動植物性残さ」を追加)
- (20) 令和4年(2022年)3月11日付けの変更届出により処理方式「切断」の廃止及び切断施設(メタルバンドソー 設置年月日:平成12年12月7日)及び破碎施設(中山式ハンマシュレッダ 設置年月日:平成12年12月7日)の廃止
- (21) 令和5年(2023年)7月24日付けの変更届出により選別・分級施設(トロンメル)の設置場所を変更(旧設置場所:熊本県八代市新港町二丁目4番4)
- (22) 令和5年(2023年)10月17日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (23) 令和5年(2023年)10月25日付けの変更届出により破碎施設(SC-75型、設置年月日:令和5年10月12日)を設置

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。